

2026年3月5日

連絡先:  
金杜法律事務所  
特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)  
北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階  
malirong@cn.kwm.com  
D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

## 政策とニュース

### [国家知識産権局、記者会見に出席し、2025年の知的財産権業務の進捗状況を紹介](#)

2026年1月23日、国務院報道弁公室は記者会見を開き、国家知識産権局が2025年の知的財産権業務の進捗状況を紹介した ([参照リンクはこちら](#))。その主な内容は以下のとおりである。

- 国家知識産権局は2025年の業務において主に以下の成果を挙げた。
  - 中国国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効な発明専利数は532万件に達し、価値の高い発明専利の保有件数は、人口1万人あたり16件に達した。このうち価値の高い発明専利の保有件数は229万2000件に達し、中国の有効な発明専利総数の43.1%を占めている。中国の戦略的新興産業の国内有効発明は153万4000件に達し、価値の高い発明専利総数に占める割合は7割程度を維持している。
  - 情報技術管理方法、コンピュータ技術、医療技術などの分野の有効発明専利の増加率が最も高く、有効な人工知能専利の数は世界トップクラスである。量子技術、バイオ製造、ブレイン・コンピュータ・インターフェース、第6世代通信といった未来型産業では、一連の重要コア技術の専利に関し布陣が整っている。
- 同時に、「第15次五カ年計画」の好調なスタートの実現に力を注ぐために、国家知識産権局は、以下の業務に重点的に取り組んでいく。

第一に、商標法改正と「集積回路レイアウト設計保護条例」の改正を加速的に推進し、地理的表示に関する立法の専門的な研究・論証を強化し、人工知能などの新分野・新業態に対する知的財産権保護制度を拡充し、データ知的財産権保護規則を継続的に整備する。第二に、各地方・各部門における専利出願・授権段階での財政補助の全面撤廃を推進する。9部門が共同で文書を発表し、専利出願件数や授権件数を人材評価や職務評定などの主要条件としてはならないことを明確にしている。第三に、大学や研究機関が専利出願前の評価システムを確立し、質の低い専利出願を事前に阻止するよう指導する。第四に、知的財産権保護センターと権利保護迅速対応センターを高水準で構築し、知的財産権の仲裁・調停能力の確立と信用監督を強化する。外国関連の知的財産権保護を強化し、標準必須特許などの重要分野における外国でのリスク対策や紛争対応に関する指導を強化する。

## 最高人民法院、『最高人民法院知的財産権法廷 年次報告（2025）』を 発表

2026年1月28日、最高人民法院は記者会見を開き、『最高人民法院知的財産権法廷 年次報告（2025）』（以下、「報告」[参照リンクはこちら](#)）を発表した。報告は、知的財産権法廷の設立以来7年間の業務成果と2025年の主要な業務進捗状況をまとめたものであり、その主な内容は以下のとおりである。

- 重要コア技術と新型生産力の保護において成果が突出：2025年に受理された専利事件は4027件で、その割合は2019年の74.7%から86.1%まで上昇した。戦略的新興産業に関わる事件の割合は、2019年の17.6%から2025年の32.4%まで上昇した。「ガラス機械」技術秘密侵害事件では、3億8000万元超という3倍の懲罰的損害賠償を適用し、「電子レベル酸化銅」専利侵害事件では、個人保有の専利に対し1億2000万元超という損害賠償の最高記録を樹立した。
- 種子・医薬における知的財産権の司法保護を絶えず強化：法廷設立以来、植物の新品種に関する事件を計923件受理し、毎年平均増加率は46.2%である。2025年には181件が終結し、品種に関する権利者の勝訴率は90%に達した。12の事件において懲罰的賠償を適用し、6200万元近い賠償を命じた。トウモロコシの新品種「NP01154」の権利侵害事件では、懲罰的賠償を適用した5300万元超の賠償を命じ、中国の植物新品種侵害事件において新記録を樹立した。法に基づいて医薬品に関わる知的財産権事件を審理し、医薬品イノベーションの保護と医薬品へのアクセス促進とのバランスを合理的に図り、医薬品研究開発企業のイノベーション活力を刺激した。また、漢方医学における公正さとイノベーションを支援した。
- 外国関連の知的財産権裁判が国際的に広く評価：法廷設立以来、外国の当事者が関与する2546件の事件を受理し、2046件を終結させた。

このうち 2025 年には 475 件を終結させており、7 年間の外国関連事件の年平均増加率は 18.7%である。中国の裁判所での知的財産権紛争の解決を選択する外国主体は増加傾向にある。「天然プロテアーゼ 3」技術秘密侵害事件、「CETP 阻害剤」専利授権事件、「セマグルチド」専利無効事件などの事件を公正に審理したことで、海外の企業から高い評価と特別な謝意を得た。また、中国裁判所による裁判文書 66 件が世界知的所有権機関の WIPOLEX データベースに新たに収録され、「中国法治国際発信 2025 年十大事例」に選出された。

## 事例

### 〇〇 最高院：他人の無断漏えいを理由とする新規性喪失の猶予期間の声明に関する期限および起算点の決定

#### 事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人 A 社と、被上訴人である国家知識産権局（以下、「国知局」）との間の意匠専利をめぐる行政紛争事件について終審判決を下した。最高院は、他人が同意なく発明創造の内容を漏えいしたことを理由に、専利権者が新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出する場合、漏えいの日、または知り得た日から 2 ヶ月以内に提出すべきであると認定し、また、この期限の規定は、無効審判請求の審査手続きを含む全ての専利審査手続きに適用されるとした。

A 社は、専利番号 201830409294.2、名称「振動マッサージガン」の意匠専利（以下、「本件専利」）の専利権者である。本件専利の専利出願日は 2018 年 7 月 27 日、優先権日は 2018 年 2 月 22 日、授権公告日は 2019 年 3 月 1 日である。

2019 年 7 月 24 日、第三者である B 社が国知局に無効審判請求を行った。B 社は、「テンセントスポーツ」公式サイトで公開された NBA レギュラーシーズンの 2018 年 2 月 12 日のライブ映像（スタッフが本件のマッサージガンを使って選手をマッサージする様子を示す画面）を従来技術の根拠として、本件専利は専利法に規定する「新規性」を備えないと主張した。2019 年 10 月 16 日、国知局は B 社の補足意見と前述のライブ映像を含む証拠を A 社に渡した。A 社は同年 11 月 18 日、無効審判請求に対し意見陳述書を提出した。

2020 年 5 月 19 日、国知局は無効審判請求に対し第 44539 号審査決定を下し、本件専利権の全部無効を宣告した。2020 年 7 月 10 日、A 社は新規性喪失の猶予期間の声明を国知局に提出し、証拠内の NBA の試合映像は他人が同意なく漏えいした本件専利の内容であると主張した。国知局は審査の結果、A 社が声明を提出した時点が『専利審査指南』に規定の 2 ヶ月の期限を過ぎていたと判断し、審査事務特別通知を発行して A 社の請求を却下

した。A社はこれを不服とし、不服申し立てを行ったが却下され、その後直ちに北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

一審裁判所は審理の結果、A社は遅くとも2019年11月18日まではその発明創造の内容が漏えいした事実を知っていたが、2020年7月になって初めて猶予期間の声明を提出しており、すでに2か月の期限を過ぎていると判断し、A社の訴訟請求を棄却した（以下、「一審判決」）。A社は一審判決を不服として最高院に上訴し、次のように主張した。第一に、『專利審査指南』の2ヶ月の期限に関する規定は「予備審査」の章に記載されており、無効審判請求の審査手続きには適用されない。第二に、起算点は無効決定を受領した日とするべきであり、この日以前においては、A社には、関連映像が専利法上の意味での本件専利の開示には至っていないと認識する合理的な理由があった。

最高院は二審において、本件専利の優先権日、新規性喪失の原因が発生した日、新規性喪失の原因の発生を専利権者が知った日または知り得た日、および専利権者が新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出した日は、いずれも「専利法」（2008年改正）および「専利法実施細則」（2010年改正）の施行後であり、したがって、本件には前述の2つ法律規定が適用されるべきであるとし、次のような認識を示した。本件二審の争点は、第一に、専利出願人または専利権者が新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出する期限をどのように定めるべきか、第二に、本件におけるA社の声明提出は期限を過ぎているかどうかである。

争点1について、まず、専利出願人または専利権者による新規性喪失の猶予期間を要求する声明の提出に対し、2か月の期限を定めた目的は、専利出願人または専利権者が新規性の猶予期間の権利を主張すると同時に、必要な声明義務を適時に履行するよう促すことにあり、専利出願人および専利権者がその発明創造で享受する合法的権利を保障するとともに、社会の公衆に対し安定した予測可能性を示すことにある。この制度を設計した目的は、専利出願または専利の審査段階の違いによって異なってはならない。次に、『專利審査指南』における提出期限に関する規定は、出願日のみを基準としており、授權の「予備審査」手続きのみに適用するとは限定していない。発明創造の内容を他人が同意なく漏えいしたことを専利権者が専利の授權後に知った場合であっても、当該規定における「出願日以降に知った」事情に該当する。最後に、『專利法実施細則』第65条の規定によれば、専利権が付与された発明創造が新規性を具備しないことは、無効審判請求の理由となる一方で、新規性喪失の猶予期間を要求する声明を受理するかどうかは、従来技術または従来意匠の決定、そして関連する発明創造が新規性を有するかどうかの認定に直接関係する。無効審判請求の審査手続き中に専利権者が新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出する期限について、相反する規定が法律法規および『專利審査指南』にない場合、『專利審査指南』の前述の規定を適用すべきである。上記期限の規定は無効審判手続きには適用されないとするA社の主張は、根拠が不十分であり認められない。

争点2について、「知った、または知り得た」とは、客観的事実の発生に対する主体の主観的な認知であり、客観的事実から生じる法的結果についての理解ではない。専利出願人または専利権者が新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出する期限の起算点は、他人が同意なく発明創造の内容を漏えいしたという客観的事実を専利出願人または専利権者が主観的に知った、または知り得た時点とすべきであり、当該客観的事実が専利法上の意味での開示を構成すると国務院専利行政部門または裁判所が認定したことを出願人または専利権者が知った時点ではない。本件において、A社は2019年11月18日に国知局に対し、無効審判請求に対する意見陳述書を提出した。理解できるように、A社は遅くとも2019年11月18日までに、そのマッサージガン製品がNBAオープン戦の会場で使用され、生中継されたことを明確に知っており、無効証拠に含まれた、当該試合映像を転送した関連Weiboコンテンツについても知っていた。NBA試合会場における関連する使用行為は他人が同意なく本件専利の内容を漏えいしたものであるとA社が主張し、且つこれに基づき新規性喪失の猶予期間を要求する場合、少なくとも2019年11月18日から2か月以内に提出すべきである。しかしながらA社は、2020年7月に新規性喪失の猶予期間を要求する声明を提出しており、これはすでに上記期限を過ぎており、国知局が当該声明を受理しなかったことは不当ではない。

以上の論述を踏まえ、最高院は二審において、A社の上訴請求は成立せず、棄却すべきであると認定した。また、一審判決の事実認定は明確であり、法律を正しく適用しており、これを維持すべきであるとの判断を示した。

二審の事件番号：(2023)最高法知行終490号 判決文については[こちら](#)のリンクを参照されたい。

## モデル的な意義

審査指南の規定によると、他人が同意なく発明創造の内容を漏えいしたことを出願後に知った場合、知った日から2か月以内に証明資料とともに新規性喪失例外声明を提出する必要がある。

本件判決は、他人が同意なく発明創造の内容を漏えいしたことを理由に、専利出願人または専利権者が新規性喪失の猶予期間の声明を提出する際の期限および起算点について明確にし、特に、専利権者が「知った、または知り得た」という要件について明確にしたものである。**最高院は、他人が同意なく発明創造の内容を漏えいしたという客観的事実を主観的に知った、または知り得た時点とすべきであり、当該客観的事実が専利法上の意味での開示を構成すると国務院専利行政部門または裁判所が認定したことを知った時点ではないことを強調した。**これは、専利出願人または専利権者が法律によって適時かつ効果的に、その発明創造で享受する合法的な権利を保障するためのルール・指針を提供するものであり、専利出願人または専利権者が必要な声明義務を適時に履行するよう促し、権利行使の

懈怠を回避し、また、社会の公衆に対し安定した予期可能性を示すことに資するものである。